

国土交通省による路上変圧器へのデジタルサイネージ設置・広告掲載解禁に向けた実証実験をさいたま市と開始

2019 年 3 月 28 日

東京電力パワーグリッド株式会社

東電タウンプランニング株式会社

パナソニック株式会社

パナソニック システムソリューションズ ジャパン株式会社

東京電力パワーグリッド株式会社（本社：東京都千代田区、代表取締役社長 金子禎則）と東電タウンプランニング株式会社（本社：東京都目黒区、代表取締役社長 市田雅之、以下、2 社合わせて「東電 PG」）、パナソニック株式会社（本社：大阪府門真市、代表取締役社長 津賀一宏）とパナソニック システムソリューションズ ジャパン株式会社（本社：東京都中央区、代表取締役社長 片倉達夫、以下、2 社合わせて「パナソニック」）は、2019 年 3 月 28 日より、さいたま市と共同で、路上変圧器^{※1}を活用したデジタルサイネージ（電子看板）の設置および路上変圧器への広告掲載解禁に向けた防災・観光情報の提供に関する実証実験（以下「本実証実験」）を JR 大宮駅周辺で開始します。

本実証実験は、国土交通省が道路の占用許可基準の一部緩和と路上変圧器への広告掲載を解禁^{※2}することを視野に、地域ニーズとの整合や、広告費を取り入れることによって、官民連携で運営できるデジタルサイネージの実用化を検証することを目的に公募したもので、さいたま市が実証実験地域^{※3}の第 1 号に選定されました。防災・安全・景観等の観点から推進されている無電柱化に伴って設置が進む路上変圧器を防災・観光情報発信に有効活用することで、2020 年に向けてさらに増加が予想される訪日外国人や来街者に対する地域アピールの機会に役立てるとともに、地域の防災力向上や観光振興の有用性を検証します。

具体的には、さいたま市の JR 大宮駅東口、西口の歩道上にある東電 PG の路上変圧器の上部に東電 PG とパナソニックが共同で企画・開発するストリートサイネージ（R）^{※4}を設置し、避難訓練や観光誘致、市政広報に活用します。避難訓練では、自治体発信の緊急情報をデジタルサイネージへ配信するほか、2 次元コードを使ってスマートフォン等へ誘導し個々に必要な情報へのアクセスをサポートします。観光誘致では、回遊の起点となる駅前において魅力ある地域資源や食、観光ルート等を配信し、まち中での回遊・周遊を促します。市政情報では、通勤・通学者が行き交う駅前でイベント情報を配信することにより、情報への接点を増やし、関心を高めます。また、人流センサを使って視聴人数等（性別、年代等の属性を含む）のデータ収集分析を行い、公共情報配信サービスの有用性、まちへの回遊性効果を検証した後、広告掲出および景観への配慮事項の検討を行います。

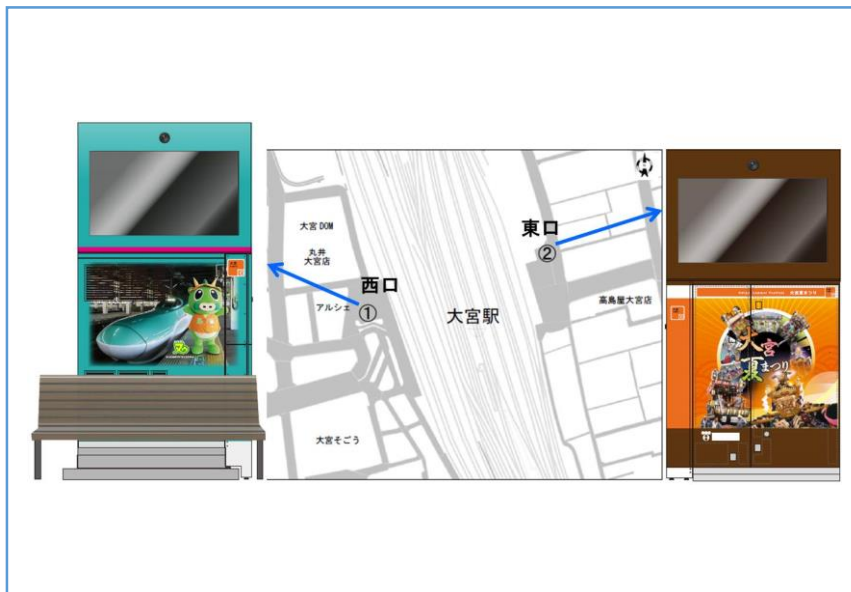
東電 PG とパナソニックは、本実証実験に限らず、今後もストリートサイネージ（R）を活用した利便性の向上や地域活性につながるまちづくりへの貢献を目指し、持続可能なサービスモデルの構築の実現に向け、官民連携で取り組んでまいります。

【共同実証実験の概要】

○期間：2019年3月28日～2020年3月

○地域：JR大宮駅駅前

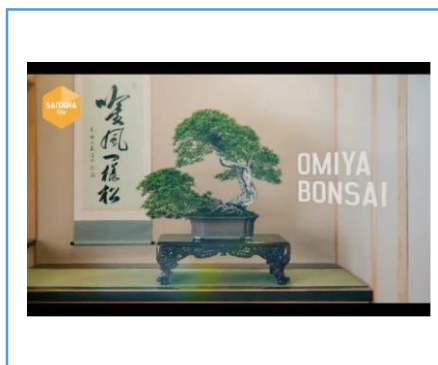
○放映時間：午前4時30分～翌午前1時



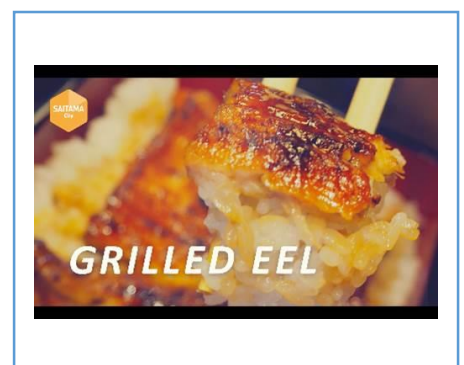
ストリートサイネージ（R）設置場所



配信コンテンツ（防災）



配信コンテンツ（観光）



配信コンテンツ（食）

※1：無電柱化に伴い地上に設置される変圧器

※2：実証実験における路上変圧器へのデジタルサイネージ等占用の取扱い

- 1 占用物件の取扱い：道路法施行令第7条第1号の「看板」として取扱います。
- 2 占用許可の取扱い：実証実験の実施者が、占用許可申請を行います。その上で「指定区内の一般国道における路上広告物等の占用許可基準について」（昭和44年8月20日付け建設省道政発第52号）の一部を適用除外とし、路上変圧器へのデジタルサイネージ等の占用を認めます。

※3：2018年12月10日に実証実験地域の公募が開始され、2019年1月24日に国土交通省より選定結果が公表された。

※4：東電PGとパナソニックが共同で企画・開発する路上変圧器専用のデジタルサイネージの商標

＜本件に関するお問い合わせ先＞

東電タウンプランニング株式会社 企画部

03-6372-6075（直通）